

平成21年3月24日改正

定 款

昭 栄 株 式 会 社

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は昭栄株式会社と称し、英文ではShoei Company , Limitedと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 宅地建物取引業その他不動産関係各種事業
2. 投資顧問業
3. 不動産信託受益権の取得、保有及び処分
4. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業
5. 倉庫業
6. 警備業法に基づく警備業
7. 建築工事業
8. 国内外の企業への投資
9. 鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業
10. 有価証券の保有、運用及び金銭の貸付
11. 一般廃棄物、産業廃棄物の収集運搬、処理、処分及びリサイクル業
12. 前各号に関連する業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 当社は、取締役会、委員会及び会計監査人を置く。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 億1,858万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議による委任を受けた代表執行役が選定し、これを公告する。

当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株式に関する手続及び手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた代表執行役が定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

前項のほか、必要があるときは取締役会の決議による委任を受けた代表執行役の決定に基づき公告のうえ、株主もしくは登録株式質権者としての権利を行使すべき者を確定するため臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 議決権は、これを代理人により行使せしめようとするときは議決権のある当会社の株主に限り委任することができる。但し、代理人は1名に限る。
株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議決権の不統一行使)

第17条 議決権は、これを統一せずして行使しようとするときは株主総会ごとに申し出ることを要する。

(議決権の不統一行使の要件)

第18条 議決権は、株式の信託を引き受けたものであること、その他他人のために株式を有することのいずれでもないときはこれを統一せずして行使することはできない。

(招集権者及び議長)

- 第 19 条 株主総会は、取締役会で選定された取締役がこれを招集する。
選定された取締役に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれにかわる。
株主総会は、代表執行役が議長となる。
代表執行役に事故あるときは、取締役会の定めるところによる。

(議事録)

- 第 20 条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第 21 条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

- 第 22 条 取締役は、株主総会において選任する。
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(取締役会長)

- 第 24 条 取締役会の決議により取締役会長1名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、その議長となる。
取締役会長に事故あるとき又は取締役会長を定めなときは取締役会の決議

をもって予め定めた順序により他の取締役がこれにかわる。

第32条に定める各委員会を組織する取締役であってその所属する各委員会が指名する者は、前2項の規定にかかわらず取締役会を招集することができる。第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めるところにより取締役会を招集することの請求を行うことができる。

(取締役会の招集手続)

第26条 取締役会の招集は、会日より2日前に各取締役に対してその通知を発する。但し、緊急を要する場合には更にこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(各委員会の設置)

第32条 当社は、指名委員会、監査委員会、報酬委員会の各委員会を置く。
各委員会を組織する取締役は、取締役会において選定する。

(各委員会の決議方法)

第33条 各委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その出席委員の過半数をもってこれを行う。

(各委員会の議事録)

第34条 各委員会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及び結果、その他の事項を書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。
取締役は、当該議事録に係る委員会を組織する委員でない場合であっても、当該委員会の議事録について法令で定める方法による閲覧または謄写をすることができる。

(各委員会規程)

第35条 各委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、各委員会で定める委員会規程による。

第6章 執行役

(執行役の権限)

第36条 執行役は、法令、定款及び取締役会の決議に基づき、委任を受けた事項の決定並びに業務の執行をする。

(執行役の任期)

第37条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。
取締役会は、執行役が任期の途中であってもその決議をもってこれを解任す

ることができる。

補欠又は増員のため選任された執行役の任期は、他の現任者の任期満了の時をもって満了する。

(代表執行役・役付執行役)

第 38 条 当社の代表すべき執行役は、取締役会の決議により選定する。

取締役会は、その決議により執行役社長 1 名を選定し、役付執行役若干名を選定することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める。

当社は、前項に定める事項を株主総会の決議によっては定めない。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 44 条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
- 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。
- 当社は、前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

- 第 45 条 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
- 未払の剰余金には利息を付けない。